短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム 荻の苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人孝寿福祉会が開設する短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム荻の苑(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び厨房職員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の 心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが できるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練 により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の 軽減を図る。
 - 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援視野の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム荻の苑

所在地 大分県竹田市荻町恵良原 780 番地 2

(職員の職種・員数及び職務の内容)

- 第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - 1.管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2.従業者

医師 1名(非常勤専従)

生活相談員 1名(常勤兼務)

介護職員 7名(常勤専従6名、非常勤専従1名・特養荻の苑(従来型) と兼務)

看護職員 1名(常勤専従1名)特養荻の苑(従来型)と兼務

機能訓練指導員 1名

管理栄養士 1名(常勤専従・特養従来型、ユニット型と兼務)、

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供 を行う。

(利用定員)

- 第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおり とする。
 - ① 併設型 4名(従来型個室 4名)
 - ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員以内 (ユニット型20名)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

- 第6条 事業の内容は次のとおり年、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活 介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入 所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、 介護報酬国告示上の額に各利用者の介護保険負担金割合証に記載された負担割合 を乗じた額とする。
 - ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 健康チェック
 - ④ 送迎
 - ⑤ 夜間看護体制
 - 2 第 8 条における通常の送迎の実施地域以外に行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、施設から片道 20km までは、介護保険送迎加算 (184 単位) の負担額 184 円、20km 以上は、5km増す毎に 150 円加算することとする。
 - 3 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費 従来型個室 1,231円、ユニット型個室 2,066円 (1日あたり)
- (2) 食費 朝食405円、昼夕食520円 合計1,445円
- (3) 理美容代 実費

- (4) ドライクリーニング 実費
- (5) 電気代 50円 (TV等持ち込む電気製品1台に対して、1日あたり)
 - 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
 - 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容 と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者 に対して交付することとする。
 - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。
 - 7 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時の対応)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、竹田市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けて もらうよう指示を行う。
 - 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときは速やかに申しでる。
 - ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 共有の施設・設備はほかの迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成 し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情解決)

- 第11条 施設が提供した施設サービスに関するご利用者及びご家族等からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する。
 - 2 施設が提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出も しくは提示の求め、または当該市町村職員からの質問もしくは紹介に応じ、ご利用 者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を

受けた場合は必要な改善を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) ご利用者及びそのご家族からの相談事項に対応する体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員等による虐待を受けたと思われるご利 用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報することとする。

(身体拘束廃止の取り組み内容)

- 第13条 認知症等により、ご本人または他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。
 - 2 身体拘束が必要な場合は、ご利用者またはご家族に説明し、同意を受けなければ ならないこととする。
 - 3 身体拘束をする場合においては、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(その他運営に対しての留意事項)

- 第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける ものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修、採用後1か月以内
 - ② 継続研修 毎月
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と の雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人孝寿福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。